

鳥羽市成年後見サポートセンター

「ぬくもり」

健康福祉課地域包括支援センター

健康福祉課障害福祉係

☎ (25) 1182
☎ (25) 1183

成年後見制度って？

成年後見制度とは、認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でないかたの権利を守る制度です。本人が財産をうまく管理できなくなるなど、判断能力が不十分になつてくると日常生活において支障が出てきます。そのため、本人の権利を守る支援者を選び、預貯金の管理や日常生活でのさまざまな契約を本人にかわつて行うというものです。

選ばれた支援者は何をするの？

支援者は、本人の生活、医療、介護、福祉など、身の回りのことも目を配りながら本人を保護・支援します。本人にかわつて、大切な契約やお金の管理を行います。主に、法律行為に関することが業務とされているため、食事の世話や実際の介護は職務として定められていません。

判断能力が不十分でないと利用できないの？

自分のために事前準備をしておける制度で、判断能力が不十分になつたときに、誰にどのような権限を与えるといった内容を定めておくあります（任意後見制度）。

鳥羽・志摩地域では、成年後見を受任していただくかたが見つかりにくく、受任調整の時間がかかることがあります。そこで、社会福祉協議会が法人として成年後見を受任することで、スマーズに選任されやすい体制となります。

費用はかかるの？

社会福祉協議会の相談専門員が対応します。
①相談支援・申立支援
成年後見制度の利用を必要とするかたやその家族、関係機関などからの相談をお聞かせください。
見サポートセンターぬくもり（事務局）鳥羽市社会福祉協議会 ☎ (25) 1188 へ問い合わせ

利用のながれ

申立準備

必要な書類一式を受け取り、診断書・戸籍謄本・申立書の作成などの準備をします。
※書類一式は、各家庭裁判所・地域包括支援センターにおいてあります。また、家庭裁判所のホームページからも印刷できます。

申し立て

申立書などの書類とともに、申立手数料の費用を用意し、家庭裁判所へ申し立てを行います。
※申し立ては裁判所への事前予約が必要です。

審判手続き

調査などを受けます。家庭裁判所の調査官が、本人や家族、医師から本人の精神的な障がいの程度や生活状況を確認し、その実情に応じて、最も適切だと思うかたを後見人などに選任します。

後見人などが決まり、保護・支援を開始します。

援助内容

- 財産管理 本人の預貯金の管理、不動産の処分などの財産に関する契約などについて支援を行います。
- 身上保護（身上監護） 介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設の入退所の手続き、費用の支払いなど、日常生活に関わる契約などの支援を行います。

成年後見制度とは

①法定後見制度 ②任意後見制度

判断能力が既に欠けている場合

判断能力が常に欠けているかた

後見

判断能力が著しく不十分なかた

保佐

判断能力が不十分なかた

補助

①法定後見制度

家庭裁判所によって、成年後見人などを選任します

今は判断能力がある場合

今は判断能力はあるが、判断能力が低下した時に不安があるかた

自分が判断能力が低下した時に誰にどのように支援してもらうのか公証役場で決めておきます

②任意後見制度

判断能力が不十分になってから、事前に決めていた後見人が支援します